

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 本多南光堂医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 長崎県南島原市南有馬町丁 410 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 3 月 12 日
- (4) 設立登記年月日 平成 11 年 4 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	本多 哲矢	本多南光堂医院 管理者
理事	本多 祐子	
理事	本多 亮博	
監事	今田屋 由佳	

注) 1. 「社会医療法人、特別医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 本多南光堂医院	長崎県南島原市南有馬町丁410番 地	一般病床 19床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 1月 9日 . 令和2年度決算の決定
 令和3年度役員報酬の決定
 理事・監事の選任の承認
 令和 4年11月27日 . 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人 本多南光堂医院
 所在地 長崎県南島原市南有馬町丁410番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 11 月 30 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,007	I 流 動 負 債	4,142
II 固 定 資 産	78,324	II 固 定 負 債	50,810
1 有 形 固 定 資 産	2,908	負 債 合 計	54,952
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	75,416	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	68,379
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	78,379
資 産 合 計	133,331	負 債 ・ 純 資 産 合 計	133,331

法人名 医療法人 本多南光堂医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市南有馬町丁410番地

損 益 計 算 書

(自令和 3 年 12 月 1 日 至 令和 4 年 11 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	112,684
2 事業費用	117,003
本来業務事業損失	4,319
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	4,319
II 事業外収益	413
III 事業外費用	13
経常損失	3,919
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	3,919
法人税等	71
当期純損失	3,990

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 本多南光堂医院
 所在地 長崎県南島原市南有馬町丁410番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4 年 11 月 30 日 現在)

1. 資 産 額	133,331 千円
2. 負 債 額	54,952 千円
3. 純 資 産 額	78,379 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,007
B 固 定 資 産	78,324
C 資 産 合 計 (A+B)	133,331
D 負 債 合 計	54,952
E 純 資 産 (C-D)	78,379

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有・■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有・■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 本多南光堂医院
理事長 本多 哲矢 殿

私は、医療法人 本多南光堂医院の令和3会計年度（令和3年12月1日から令和4年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月8日

医療法人 本多南光堂医院

監事 今田屋 由佳